

議 第 262 号

平成26年 2 月 21 日提出

市の境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成26年9月1日から熊本市と菊池市の境界を別紙のとおり変更することを熊本県知事に申請する。

熊本市長 幸 山 政 史

（提出理由）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に規定する区画整理が熊本市の区域から菊池市の区域にかけて施行された結果、市の境界を変更する必要が生じたので、地方自治法第7条第1項の規定による申請をするため、同条第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

境界変更調書

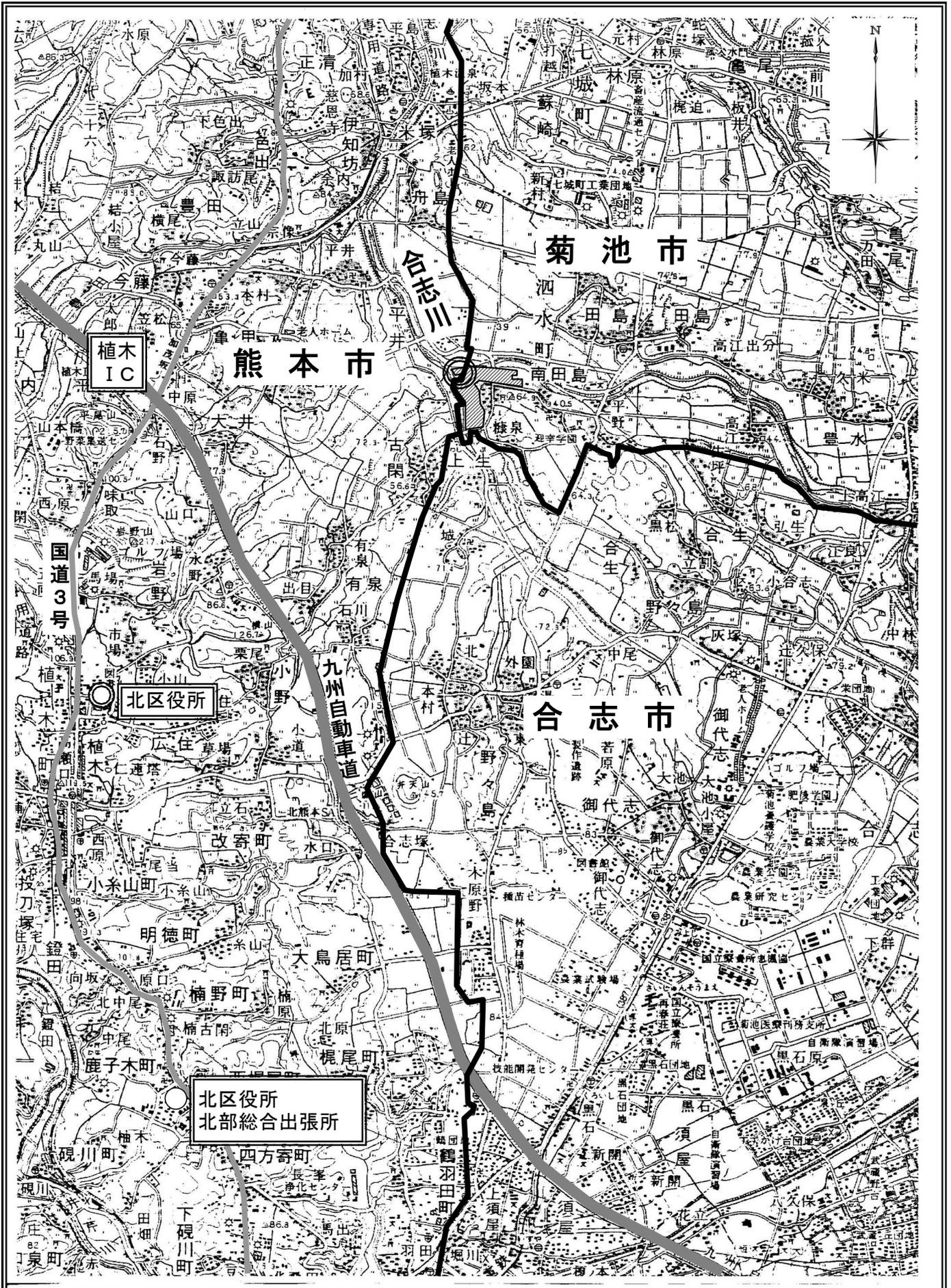
菊池市から熊本市に編入する区域

菊池市泗水町南田島字佐野田 863 の 1、866 の 1、867 の 1、868 の 1
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

熊本市から菊池市に編入する区域

熊本市北区植木町平井字佐野河原 1717 の 2、1718、1720、1721
の 2、1722 の 3、1723 の 2

位置図 (熊本市・菊池市)



境界変更図 (熊本市・菊池市)

